

第1編 総則

総則は、地域防災計画の目的及び内容、防災機関の業務の大綱、災害の想定、明石市の防災理念等について定めるものである。

このうち、防災理念については、行政・地域・市民等が一体となって取り組むための基本的な考え方や視点を示すものであり、明石市では、今後、この理念に基づいて具体的な施策及び事業を展開していくこととする。

第1章 目的等

第1節 計画の目的

「明石市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、明石市における災害に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関する事項を定めるものであり、市、市民、兵庫県、指定地方行政機関、指定公共機関等がその全機能を発揮して防災活動を実施し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

本市は、2001年明石市民夏まつり事故及び大蔵海岸陥没事故の反省を踏まえ、市民の命に関わることには最善を尽くすのが行政の使命であるとの認識のもと、全庁挙げた体制による防災安全の徹底と職員の意識改革を推進している。

また、本市にとり直接影響があった、1995年の兵庫県南部地震及び2004年の台風上陸の教訓を踏まえ、安全・安心の暮らし及び迅速な風水害対応の重要性を認識している。

これらに加え、2011年の東北地方太平洋沖地震では、津波の壊滅的被害、広域に及ぶ電力不足や生活必需品供給不足等から、防災に対する日頃からの備えや減災対策を、2016年の熊本地震では、避難所生活に係る不自由の顕在化から、多様な主体の視点での生活環境の見直しを、2018年の西日本豪雨では、避難情報発令にもかかわらず逃げ遅れが生じたことから、要配慮者支援の必要性や避難情報の伝達要領の見直しが課題となった。また、令和6年能登半島地震では、孤立集落の発生や初動体制の遅れが生じたことから、通信インフラの重要性や社会情勢に応じた定期的な被害想定の見直しが課題となった。

本市が経験した災害、近年に発生したこれらの災害の教訓等を踏まえ、市としての災害対策を実施していくものである。

第2節 あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)との関係

2022年3月に策定された「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」は、持続可能で誰一人取り残さない社会の実現に向けて、市、市民、事業者、各種団体などが、パートナーシップにより取組を進めていけるよう、これからの中の明石市のまちづくりの基本方針を定め、「にぎわいと活力が持続するまち」「すべての人が助け合い安心して暮らせるまち」「人にも自然にも地球にもやさしいまち」を目指すこととしている。

また、推進計画と同時に策定された「あかしSDGs前期戦略計画(明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期))」には、「2030年のあるべき姿」の実現に向け、「豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める」「笑顔あふれる共生社会(インクルーシブ社会)をつくる」「子どもの育ちをまちのみんなで支える」「安全・安心を支える生活基盤を強化する」「まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す」施策展開の5つの柱を設定している。

本防災計画では、「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」との整合性を図りながら、「すべての人が助け合い安心して暮らせるまち」「安全・安心を支える生活基盤を強化する」を念頭におき、これまで経験したことがない自然災害の発生においても、市民の命と生活を守るため万全の対応策を定める。

「防災・感染症対策の強化」に関する概要

1 主な施策

- (1) 関係機関と連携した危機管理体制の充実
- (2) 要配慮者等への支援を含む地域防災力・災害対応能力の向上
- (3) I C Tを活用した情報収集、情報発信手段の充実
- (4) 避難所の充実(福祉避難所の拡充、備蓄物資の充実等)
- (5) 新型感染症対策の強化
- (6) ハード・ソフト両面からの浸水対策
- (7) ライフラインの強化、住宅や公共施設などの建築物の耐震化

第3節 計画の内容

1 総 則

本計画の目的、防災機関の業務の大綱、災害の想定、及び明石市の防災理念等を定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また災害が発生した場合にその被害を最小限にとどめるための平常時の仕組みづくりの推進方策について定める。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生の防御又は拡大を防止するために応急的に実施する対策を定める。

4 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本方針を定める。

5 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、防災訓練に関する事項並びに関係者との連携協力の確保に関する事項を定める。

第4節 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の習熟に努めなければならない。

また、市民に対しても、計画内容について十分な周知・広報を行わなければならない。

第5節 計画の修正

この計画は、毎年定期的に内容を確認し修正を行う。

また、災害予防計画については、府内関係課や関係機関等との協議、調整により、継続的に検証、評価を行い、見直しを加えるなど「P D C Aサイクル」を通じて、改善、推進するとともに、進捗状況を防災会議で報告する。

第6節 防災行動マニュアル

この計画の実効性をより高めるため、各部門の具体的な活動内容をマニュアル化し、災害対策要員に周知徹底させる。

第7節 明石市事業継続計画（BCP）

この計画を補完する個別計画として、行政自身が被災し、制約が伴う状況下においても、限られた資源の中で円滑な業務遂行を図るため、「明石市事業継続計画（BCP）」を定める。

第8節 地区防災計画

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画を定めることができた。

1 目的

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害発生時の相互支援その他の当該地区における防災活動に関する計画であり、本計画に基づく防災活動と連携し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とするものである。

2 計画提案

地区居住者等は、地区防災計画の素案を作成した上で、明石市防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

明石市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、本計画に当該地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める。また、判断の結果、本計画に当該地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、その旨及び理由を、当該地区防災計画の提案をした地区居住者等に通知する。

3 各地区における地区防災計画

計画名称	作成主体	計画対象地区	作成日
「みんな de 防災」 魚住小学校区防災 計画	魚住まちづくり 協議会	魚住小学校区全域	令和3年8月17日

第2章 防災機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、明石市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

第1節 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧・復興
神戸地方気象台		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	
近畿地方整備局	公共土木施設（直轄）の整備と防災管理	(1) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 (2) 公共土木施設（直轄）の応急対策の実施 (3) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保	被災公共土木施設（直轄）の復旧
神戸海上保安部 姫路海上保安部 加古川海上保安署	(1) 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 (2) 災害応急資機材の整備・保管及び排出油等防除協議会の指導・育成	(1) 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 (2) 海上及び港湾施設等臨海部における被災その他特異事象の調査、情報収集 (3) 災害応急資機材の整備・保管 (4) 海上における人命等の救助 (5) 避難者、救援物資等の緊急輸送 (6) 物資の貸与又は譲渡 (7) 関係機関等の災害応急対策の実施に必要な協力、支援 (8) 海上における流出油等の防除措置 (9) 海上交通安全の確保 (10) 海上における警戒区域の設定 (11) 海上における治安の維持 (12) 危険物等の海上流出に関する保安	

第2節 自衛隊

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第3師団及び 中部方面特科連隊		人命救助又は財産の保護のため の応急対策の実施	

第3節 県及び市

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
兵庫県	兵庫県の地域に係る災 害予防の総合的推進	兵庫県の地域に係る災害応急対策 の総合的推進	兵庫県の所管 に属する施設 等の復旧
明石市	明石市の地域に係る災 害予防の総合的推進	明石市の地域に係る災害応急対策 の総合的推進	明石市の所管 に属する施設 等の復旧

第4節 指定公共機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本旅客鉄道 株式会社	鉄道施設の整備と防災 管理	(1) 災害時における緊急鉄道輸送 (2) 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設 の復旧
N T T 西日本 株式会社	電気通信設備の整備と 防災管理	(1) 電気通信の疎通確保と設備の 応急対策の実施 (2) 災害時における非常緊急通信	被災電気通信 設備の災害復 旧
日本赤十字社 (兵庫県支部)		(1) 災害時における医療救護 (2) 救援物資の配分	
N H K (神戸放送局)	放送施設の整備と防災 管理	(1) 災害情報の放送 (2) 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設 の復旧
西日本高速道路 株式会社	有料道路（所管）の整 備と防災管理	有料道路（所管）の応急対策の実 施	有料道路（所 管）の復旧
日本通運 株式会社		災害時における緊急陸上輸送	
関西電力 株式会社 関西電力送配電 株式会社	電力供給施設の整備と 防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給 施設の復旧
大阪ガス 株式会社 大阪ガスネットワーク 株式会社	ガス供給施設の整備と 防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給 施設の復旧

第5節 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
山陽電気鉄道 株式会社	鉄道施設等の整備と防 災管理	(1) 災害時における緊急鉄道等輸 送 (2) 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設 等の復旧
神姫バス 株式会社		災害時における緊急陸上輸送	
株式会社 ラジオ関西	放送施設の整備と防災 管理	(1) 災害情報の放送 (2) 放送施設の応急対策の実施	防災放送施設 の復旧
株式会社 サンテレビジョン	〃	〃	〃

第3章 地震被害の想定

第1節 明石市の地形と地質

1 地形

明石市は、兵庫県中南部の阪神都市圏と播磨都市圏に接し、海を隔てて淡路島を望む位置にあり、市の東と北は神戸市と、西は加古川市や播磨町、稻美町と接している。市域面積は 49.41 km² であり、南北は最長 9.4km、東西は最長 15.6km、最高地の標高は 94.6m であり、東西に細長く平坦な市街地を形成している。市域は小学校区など生活圏のまとまりや土地利用により、東から明石東部、西明石、大久保、魚住、二見の 5 地域に区分される。

本市の地形は、六甲山系山麓域に広く発達する広大な段丘面が播磨灘に接する位置にあたり、山地がないことが特徴である。市域の標高の最高値は大久保町松陰で 94.6m、最低値は林 3 丁目で 0.9m である。

地形は、大きく丘陵地、台地段丘、低地で構成される。

台地段丘についてみると、市域東側は神戸市西区からつながる上位砂礫台地、中位砂礫台地で構成され、市域西側は印南野台地につながる中位砂礫台地を構成している。これらの段丘はそれぞれ魚住段丘、西八木段丘と表記される。

段丘堆積物は海成の要素が強く、第四紀後期の海水準変動の影響を強く反映した堆積状況を示している。

また、河川は瀬戸川、清水川、赤根川、谷八木川、明石川、朝霧川が流下しており、瀬戸川、赤根川、明石川及び朝霧川沿いに低地が発達し、厚い沖積層で構成されている。これらの沖積地の河口部では、東西方向に砂嘴が形成される。この砂嘴の背後に低湿地が広がり、古くからこうした地形を利用し、明石や魚住などの天然の良港が築かれた。

明石川流域の市域南部の低地は、市街化が進み、明石市の主要官公庁が立ち並ぶ。

行政機関が管理する市内道路の延長は約 720 km であり、市管理道が 9 割、国・県が管理する道路がそれぞれ 5 分ずつの割合となっている。

市内の高層建築物（消防法第 8 条の 2）は、市内全体で 230 棟（令和 7 年 4 月 1 日現在）あり、地区ごとの内訳としては明石東部地区 96 件、明石西部地区 72 件、大久保地区 38 件、魚住地区 8 件、二見地区 16 件となっている。

2 地質

本市の地質をみると、多くは砂礫が堆積物からなり、明石海岸では淡水性粘土層の上に屏風ヶ浦粘土層が載っている。

近畿地方の鮮新・更新世の代表的地層である大阪層群は、砂・礫層・粘土層などから構成され、粘土層は淡水成と海成からなる。大阪層群は、大阪・播磨平野や京都・奈良盆地周辺の丘陵地などに広範囲に分布し、各地域で異なる堆積環境が関与したと考えられる。

明石・播磨地域の第四紀層のうち、本市以北に広く分布する第四紀層は主として流紋岩類や砂岩・礫岩・泥岩などからなる第三紀神戸層群などを基盤として狭隘な地帯に堆積している。第四紀堆積盆地の周縁はこれらの基盤岩類の厚い円磨された礫層からなる。本市とその周辺及び神戸市西部に広く分布する明石累層は、特に本市外の西及び東に広がる台地周縁の崖や海岸、段丘堆積物の端に露出し、高位段丘層やそれより新しい地層に不整合に覆われている。明石累層は、古生層、花崗岩・流紋岩類及び中新世の神戸層群を基盤として、砂・礫層、粘土層などからなり、段丘堆積物に覆われている。また最上部には海成粘土層を挟むとされている。全体の中・上部にシルト～粘土層が比較的発達する層準があるが、本市林崎町から大久保町付近の明石海岸に露出する地層は、この比較的細粒な層相の部分にあたる。この付近の明石累層は、下位より林崎粘土層、藤江層（谷八木砂礫層）、屏風ヶ浦粘土層からなり、これらはすべて淡水層である。

林崎町から大久保町付近に分布する林崎粘土層及び屏風ヶ浦粘土層中には、それぞれ林崎火山灰層及び屏風ヶ浦火山灰層が挟まれている。

第2節 地震災害の危険性と被害想定

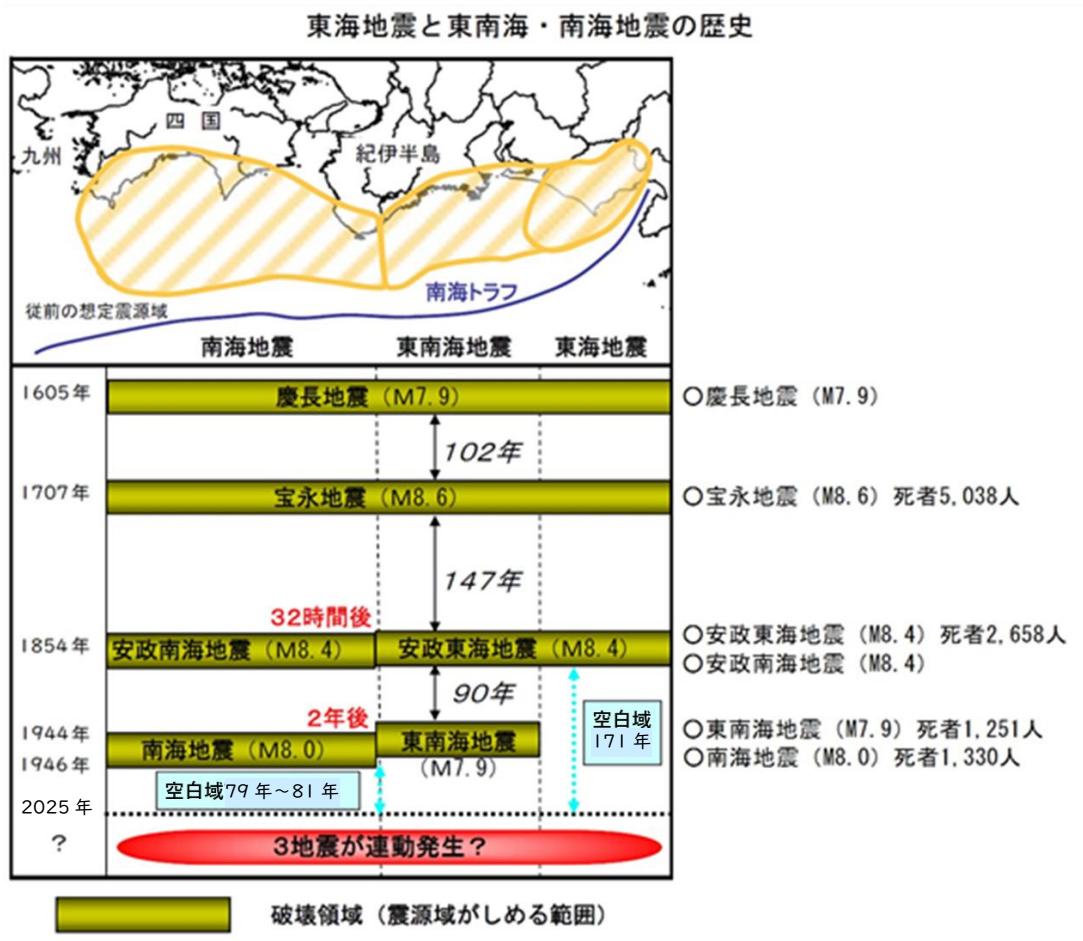
1 南海トラフ地震

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面がすべることにより、これまで繰り返し大地震が発生してきた。近年では 1944 年に昭和東南海地震、1946 年に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震から 80 年近くが経過し、30 年以内の南海トラフ巨大地震発生確率は 60～90% 程度以上となっている。発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性もあり、広範囲に及ぶ被害が予想される。

地震規模はM8～M9 クラスであり、明石市は最大震度が 6 強、最高津波水位 2m、1m の津波の最短到達時間は 115 分、浸水面積は 24ha と想定される。明石駅や明石城跡を含む本市東部では、津波の警戒が必要とされる標高 3m に満たない土地が JR 山陽本線高架橋南側一体から明石駅の北東部にかけて広がっており、同地域には、光明寺の和鐘、旧波門崎燈籠堂などの文化財が立地している。

明石城跡を含む明石公園や小中学校が避難場所に位置付けられているが、明石公園も北部の一部を除いて液状化の危険性が高い区域にあたる。

また、土砂災害防止法に基づき兵庫県が指定した土砂災害警戒区域の要件（急傾斜地の勾配 30 度以上あるもの、急傾斜地の高さが 5m 以上あるもの）に該当する箇所として、令和 6 年（2024 年）4 月時点で 33 か所が急傾斜地として指定されており、注意が必要である。



2 内陸部地震

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは過去の活動状況がよくわかっていない。日本列島はこの時代に際立った地殻変動を受け、特に兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬一高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、県外には上町断層帯等の活断層が分布しており、明石市内の強い揺れが想定される。特に、六甲・淡路島断層帯地震、山崎断層帯地震のうち主部南東部、草谷断層での地震は明石市に甚大な被害を及ぼす可能性がある。

マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率

<地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：2025年1月1日）>

最大発生確率	県内にある断層	県外にある断層
3%以上		<input type="radio"/> 上町断層 <input type="radio"/> 中央構造線断層帯（紀伊半島側） <input type="radio"/> 奈良盆地東縁断層帯
0.1～3%	<input type="radio"/> 六甲・淡路島断層帯 (六甲山地南縁－淡路島東岸) <input type="radio"/> 山崎断層帯（主部北西部） <input type="radio"/> 中央構造線断層帯 (鳴門海峡－紀淡海峡)	<input type="radio"/> 山崎断層帯（那岐山断層帯） <input type="radio"/> 生駒断層帯 <input type="radio"/> 中央構造線断層帯（四国側） <input type="radio"/> 三峠・京都西山断層帯（京都西山断層帯） <input type="radio"/> 三峠・京都西山断層帯（三峠断層）
0.1%未満	<input type="radio"/> 有馬－高槻断層帯 <input type="radio"/> 大阪湾断層 <input type="radio"/> 山崎断層帯（主部南東部）	<input type="radio"/> 中央構造線断層帯（四国側）
ほぼ0% (※1)	<input type="radio"/> 山崎断層帯（草谷断層） <input type="radio"/> 六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸） <input type="radio"/> 六甲・淡路島断層帯（先山断層）	<input type="radio"/> 山田断層帯（郷村断層帯） <input type="radio"/> 木津川断層帯
不明 (※2)	<input type="radio"/> 山田断層帯（主部） <input type="radio"/> 御所谷断層（※3） <input type="radio"/> 養父断層（※3）	<input type="radio"/> 三峠・京都西山断層帯（上林川断層） <input type="radio"/> 鳥取地震（鹿野断層）（※3） <input type="radio"/> 中央構造線断層帯（紀伊半島側）

※1 発生確率が0.001%未満

※2 平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。

※3 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外

(参考) 文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

主要活断層帯の長期評価の概要 (算定基準日: 2025年1月1日)

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 (注2)	地震発生確率 (注1)			平均活動間隔 最新活動時期
			30年以内	50年以内	100年以内	
六甲・淡路島断層帯 (主部/六甲山地南縁-淡路島東岸区間)	7.9程度	Aランク	ほぼ0% ~1%	ほぼ0% ~2%	ほぼ0% ~6%	900年~2,800年程度
						16世紀
六甲・淡路島断層帯 (主部/淡路島西岸区間)	7.1程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1,800年~2,500年程度
						1995年兵庫県南部地震
六甲・淡路島断層帯 (先山断層帯)	6.6程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5,000年~10,000年程度
						11世紀~17世紀初頭以前
山崎断層帯 (主部/北西部)	7.7程度	Aランク	0.1%~1%	0.2%~2%	0.5%~4%	約1,800~2,300年
						868年播磨国地震
山崎断層帯 (主部/南東部)	7.3程度	Zランク	ほぼ0% ~0.01%	ほぼ0% ~0.02%	0.003% ~0.05%	3,900年程度
						4~6世紀
山崎断層帯 (草谷断層)	6.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6,500年程度
						4~12世紀
大阪湾断層帯	7.5程度	Zランク	0.005%以下	0.009%以下	0.02%以下	約3,000年~7,000年
						9世紀以降

注1: 確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また「ほぼ0%」とあるのは、 $10^{-3}\%$ 未満の確率値を表す。

注2: 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。

ア 建物被害

		揺れ		液状化	火災
		全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数
有馬-高槻断層帯地震	全 県 (うち明石市)	153,429 (2,242)	192,336 (9,959)	7,513 (272)	9,074 (101)
六甲・淡路島断層帯地震 (六甲山地南縁-淡路島東岸)	全 県 (うち明石市)	378,391 (34,535)	236,488 (21,459)	10,932 (664)	12,051 (540)
山崎断層帯地震 (主部南東部・草谷断層)	全 県 (うち明石市)	171,696 (20,773)	194,142 (23,073)	6,849 (554)	2,087 (390)
中央構造線断層帯地震 (金剛山地東縁-和泉山脈南縁)	全 県 (うち明石市)	3,762 (576)	36,032 (4,232)	3,171 (150)	852 (28)
大阪湾断層帯地震	全 県 (うち明石市)	73,477 (11,370)	126,674 (18,598)	5,839 (578)	4,657 (400)
明石市直下地震	全 県 (うち明石市)	181,940 (6,561)	66,738 (16,135)	2,305 (521)	1,395 (254)

イ 人的被害

		死者数	負傷者数	うち重症者数	避難者数
有馬－高槻断層帯地震	全 県 (うち明石市)	9,489 (139)	46,902 (1,830)	11,356 (146)	951,196 (24,166)
六甲・淡路島断層帯地震 (六甲山地南縁－淡路島東岸)	全 県 (うち明石市)	22,211 (2,075)	43,316 (2,574)	27,750 (2,202)	1,903,597 (150,766)
山崎断層帯地震 (主部南東部・草谷断層)	全 県 (うち明石市)	10,642 (1,289)	34,329 (4,051)	8,332 (1,356)	672,830 (107,710)
中央構造線断層帯地震 (金剛山地東縁－和泉山脈南縁)	全 県 (うち明石市)	229 (35)	6,275 (680)	279 (37)	83,246 (8,981)
大阪湾断層帯地震	全 県 (うち明石市)	4,526 (701)	39,410 (5,163)	5,794 (739)	529,103 (69,438)
明石市直下地震	全 県 (うち明石市)	1,191 (407)	15,314 (3,689)	1,476 (428)	198,539 (49,077)

第4章 風水害被害の想定

第1節 明石市の気候

本市は瀬戸内式気候に属し、年間を通じて降雨が少ない。年平均気温（1992年～2020年）は15.9℃、最高気温（平年値）が31.5℃、最低気温（平年値）が1.5℃と比較的温暖である。

また、降水量については平年値1,156.6mm、日照時間は2,160.3時間と、全国的に見ても雨が少なく、日照時間が長いのが特徴である。

しかし、平成16(2004)年における一連の台風の襲来は市内の各地に浸水被害をもたらしたほか、市内で初の避難勧告発令、淡路地域等への災害復旧支援などを経験した。

第2節 風水害の危険性

梅雨前線による集中豪雨や台風による風水害には警戒が必要である。

台風は、年に約25個発生し、そのうち約3個が上陸している（1991年～2020年の平均）。被害の状況から台風には風台風と雨台風があり、雨台風は台風自体がそのような性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。

大雨の場合、明石川、赤根川、瀬戸川等の氾濫は減少しているものの、小河川を含む溢水等による被害の可能性は大きい。特に市街地、住宅地などでは開発による保水、遊水機能の低下に伴う洪水や土砂流出などが起きやすくなるため、市内各地域とも河川やため池の氾濫や内水氾濫による床上・床下浸水、道路や耕地の冠水などの被害が考えられる。

高波は、台風が980hPaぐらいまでの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離（風が水面に吹き付ける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また、高潮は、台風の進路によって急激に起きたり、長時間にわたる場合があり、高潮のピーク時とその日の干満時刻により大きく潮位が変化する。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なる。神戸、阪神間では紀伊水道から入ってくるうねりを伴った南風による波浪が重なると、被害が大きくなるので、特に注意が必要である。

第5章 明石市の防災理念と防災目標

あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）の理念である「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」を踏まえると、平常時から、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わらず、防災・減災に係る地域の活動を推進し、要配慮者を含むすべての人が支え合うような共助のまちづくりに取り組むとともに、災害時には、自助・共助・公助のあらゆる手段を尽くして誰一人取り残さない災害応急対策及び災害復旧・復興を行えることが、求められている。

このようなことから、明石市の防災理念及び防災目標は以下のように設定する。

第1節 防災理念

すべての人が支えあう 災害に強く 人にやさしいまちづくり

第2節 防災目標

【市民の防災活動支援に関する目標】

1 市民とともに災害に強いまちづくりを進める

- ・防災関連事業に多様な属性の市民等の参画と協働の機会を確保する

2 市民による災害時の対応活動を支援する

- ・市民の迅速・適切な避難行動を支援するための仕組みをつくる
- ・帰宅困難者を支援するための仕組みをつくる
- ・市民による初期消火活動を支援するための仕組みをつくる
- ・市民による人命救助活動を支援するための仕組みをつくる
- ・必要物資を早期に確保するための仕組みをつくる
- ・ボランティア活動が活発に行われる仕組みをつくる
- ・市民と行政との意思疎通のための仕組みをつくる
- ・日常生活の再建を支援するための仕組みをつくる

3 防災コミュニティづくりを支援する

- ・地域のリスクを知るための仕組みをつくる
- ・地域の防災組織を強化するための仕組みをつくる
- ・家庭の防災力を強化するための仕組みをつくる
- ・企業・事業所の事業継続の取り組みを支援するための仕組みをつくる

4 災害時に援護を必要とする人を支援する

- ・要配慮者を支援する意識を高めるための仕組みをつくる
- ・要配慮者の情報を事前に把握するための仕組みをつくる
- ・安否確認体制を事前に確立する
- ・要配慮者のための避難環境を事前に整備する

【行政の防災目標】

5 危機管理体制を構築する

- ・一貫した指揮命令系統が即座に機能するための準備を行う
- ・行動指針や意思決定の基準を事前に定め、関係機関で共有する

6 市民の生活環境を維持する

- ・ライフラインの早期復旧に向けた仕組みをつくる
- ・遺体対応を的確に行うための仕組みをつくる
- ・感染症予防のための仕組みをつくる
- ・災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理する仕組みをつくる

7 都市基盤の機能を維持する

- ・総合的な浸水対策を実施する
- ・安全な市街地を整備する
- ・建築物の耐震化、不燃化等を促進する
- ・災害に強いライフラインを整備する
- ・多元で多重な総合交通体系を形成する

8 平常業務の継続と早期復旧を行う

- ・明石市の事業継続計画を確立する

第6章 明石市の防災組織体制

市域における防災対策の推進に関して公共的団体その他関係機関との緊密な連携を図り、明石市地域防災計画の作成及びその実施、水防計画に係る重要な事項の調査審議等、防災組織体制の整備、充実に努めることとする。なお、防災組織体制の整備にあたっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画の拡大を図ることとする。

1 明石市防災会議

災害対策基本法及び明石市防災会議条例に基づき、本市の地域に係る防災に關して地域内の公共的団体その他関係機関との緊密な連携を図り、明石市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること、水防計画その他水防に關する重要な事項を調査審議すること、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に關する重要な事項を審議し、意見を述べること等を主たる所掌事務とする機関である。

(1) 設置根拠

災害対策基本法第16条

(2) 組織及び運営

災害対策基本法、明石市防災会議条例及び明石市防災会議運営要綱の定めるところによる。

(3) 所掌

明石市地域防災計画の修正及びその推進等

2 明石市水防本部

(1) 設置根拠

明石市水防計画

(2) 組織及び運営

明石市水防計画の定めるところによる。

(3) 所掌

明石市域における水防

